

太陽光発電システム保守点検認証 業務規程

一般財団法人 電気安全環境研究所

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)が行う太陽光発電システム保守点検認証事業について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 「太陽光発電システム保守点検認証」とは、直流 1,500V 以下の非住宅用 50kW 以上の太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュール、アレイ、接続箱、集電箱、パワーコンディショナ(PCS)等までの直流電気回路及び太陽光発電システムを設置するサイト環境を対象とし、保守点検業者が太陽光発電システムの保守点検を行い作成する保守点検報告書(以下「報告書」という。)が JET 太陽光システムの定期点検及び不具合調査に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)が規定する要件に適合することを認証することをいう。

2. 「保守点検業者」(以下「事業者」という。)とは、太陽光発電システムの保守点検を行う事業を営む者(保守点検を専業としない者を含む。)をいう。
3. 「保守点検技術者」(以下「技術者」という。)とは、事業者に属し、保守点検に従事する技術者をいう。

(事業者及び技術者の確認・登録)

第3条 JET は、前条第1項の認証を行う前に、この認証を受けようとする事業者及び技術者は JET が定める要件(以下「事業者等要件」という。)に適合することを確認し、それぞれ JET 太陽光発電システム保守点検認証事業登録保守点検業者(以下「登録事業者」という。)、JET 太陽光発電システム保守点検認証事業登録保守点検技術者(以下「登録技術者」という。)として登録しなければならない。

2. JET は、事業者及び技術者が前項の登録を受ける前に行なった保守点検の報告書を認証することはできない。
3. 事業者等要件は、事業者及び技術者がガイドラインに適合する保守点検を行なうことができることを JET が確認するためのものであり、JET は、事業者等要件を定めるに当たっては、第25条に規定する JET 太陽光発電システム保守点検認証事業検証委員会(以下「認証事業検証委員会」という)に諮らなければならない。
4. JET は、第1項の事業者の登録に当たっては、その事業者が保守点検に使用する測定機器を確認し、その一覧表を作成し保管する。また、JET は、登録事業者の求めに応じて、変更・追加される測定機器の確認をした上で保管している一覧表の変更を行う。

(登録の申込み)

第4条 JET は、別途定める様式により、事業者から前条第1項の登録の申込みを受けるものとする。なお、この申込みは、事業者等要件に照らし、登録を受けようとする事業者及び

技術者の両方を含むものでなければならない。

2. JET は、前項の申込みを受けたときは、申込書の記載内容を確認の上、その申込書に受付年月日、受付番号及び登録予定日を記載し、その写しを申込者に送付する。
3. JET は、申込者から申込書の記載に誤り又は変更がある旨の通知を受けたときは、これに対応するものとする。
4. JET は、申込者から申込取下届が提出されたときには、直ちに確認手続きを中止し、申込書及び添付された書類を返却する。
5. JET は、前条第1項に規定する確認ができない場合は、申込者に対して、不適合内容を記載した通知を行う。

(技術者登録追加の申込み)

第5条 JET は、別途定める様式により、登録事業者からその技術者について第3条第1項の登録の申込みを受けるものとする。

2. 前条第2項から第5項の規定は、前項の申込みに準用する。

(登録書等)

第6条 JET は、第3条第1項の登録を行ったときは、登録事業者に対して登録書の交付を行う。

2. JETは、登録事業者から登録技術者が携行する保守点検技術者登録証(以下「登録証」という。)の交付の申込みがあったときは、登録事業者に対して登録証の交付を行う。
3. JETは、登録事業者または登録技術者がその登録書または登録証を汚し、損じ又は失ったときは、その要求に基づき再発行を行う。
4. JET は、登録事業者から登録書または登録証に記載された事項に関する変更届けが提出されたときは、その内容が登録の継続に影響しないものである場合に限り、記載事項の変更手続きを行い、登録事業者の要求に基づき変更された登録書または登録証を発行する。

(登録の公表)

第7条 JET は、登録事業者の登録を行ったときは、登録した事業者名、登録番号、登録年月日等を JET のホームページに掲載する方法等により公表する。

ただし、登録事業者が、公表を希望しない内容がある旨 JET に文書で通知したときは、JET は、登録事業者と協議のうえ公表内容を決定する。

(登録の有効期間)

第8条 登録事業者及び登録技術者の登録の有効期間は 3 年間とする。

2. 前項の登録は、登録事業者の申込みにより、更新することができる。この場合、JET は、登録の有効期間満了日の 6 ヶ月前から必要事項を記載した登録更新申込書の受付を行う。

3. JET は、第9条の登録取消しに該当する場合を除き、前項の更新を行う。

(登録の取消し)

第9条 JET は、登録事業者または登録技術者に次のいずれかの事由が生じたときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者または登録技術者から登録取消届により登録取消しの申入れがあったとき
- (2) 第6条4項の記載事項の変更があったにもかかわらず、変更届がなかったとき
- (3) 第15条第1項に規定する改善報告書が改善期限内に提出されないとき
- (4) 登録要件に適合していないことが明らかになったとき
- (5) 第21条の規定に基づく認証料の支払いを怠ったとき
- (6) JET との間の信頼関係を破壊する行為があつたとき

(報告書認証の申込み)

第10条 JET は、別途定める様式により、登録事業者から第2条第1項に規定する報告書の認証の申込みを受けるものとする。

- 2. JET は、前項の申込みを受けたときは、申込書の記載内容を確認の上、その申込書に受付年月日、受付番号及び登録予定日を記載し、その写しを申込者に送付する。
- 3. JET は、申込者から申込書の記載に誤り又は変更がある旨の通知を受けたときは、これに対応するものとする。
- 4. JET は、申込者から申込取下届が提出されたときには、直ちに認証手続きを中止し、申込書及び添付された書類を返却する。
- 5. JET は、申込みのあつた報告書がガイドラインに適合することが確認できない場合は、申込者に対して、不適合内容を記載した通知を行う。

(認証)

第11条 JET は、第2条第1項に規定する認証を行うに当たり、報告書の保守点検が登録事業者及び登録技術者によって第3条第4項に規定する測定機器を使用して行われたことを確認しなければならない。

- 2. JET は、前項の認証を行つたときは、申込者に対して、認証書を交付する。

(認証の取消し)

第12条 JET は、登録事業者、登録技術者または認証された報告書に次のいずれかの事由が生じたときは、前条の認証を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者から認証取消届により認証取消しの申入れがあつたとき
- (2) 報告書がガイドラインに適合していないことが明らかになつたとき

- (3) 報告書の保守点検が登録事業者及び登録技術者によって第3条第4項の測定機器を使用して行われたものでないことが明らかになったとき
- (4) 第21条の規定に基づく認証料の支払いを怠ったとき
- (5) JET との間の信頼関係を破壊する行為があつたとき

(登録書、認証書等の返却)

第13条 JET は、第9条または前条の規定により登録または認証を取り消したときは、登録事業者に対して登録または認証の取消しを通知し、登録書、登録証または認証書の返却を要求することができる。

2. JET は、第9条の規定により登録を取り消したときは、その旨を JET のホームページ等に掲載し、公表する。

(立入調査)

第14条 JET は、第3条第1項に規定する事業者の確認を行うとき、また、第8条第2項に規定する登録事業者の登録の更新を行うときには、事業者に対して立入調査を行う。

2. JET は、登録事業者または登録技術者について事業者等要件に照らして不適合が発見されたとき、また、報告書についてガイドラインが規定する要件に照らして不適合が発見されたとき、登録事業者及び保守点検の現場に対して立入調査を行うことができる。

3. JET は、立入調査を命じた職員等に、調査の事由等を記した書類を携行させ、当該関係区画への立入、現場の確認、関係書類の閲覧等を行わせる。

4. JET の立入現場調査を行う職員等は、登録事業者の立会のもと立入現場調査を行い、登録事業者との間で立入現場調査の結果を確認した上で記録し、その記録の写しを登録事業者に渡すものとする。

(立入調査結果の措置)

第15条 JET は、立入調査において、改善の必要性が認められたときは、改善期限を付して登録事業者に対し改善報告書の提出を求め、必要な場合には改善が完了するまで、登録または報告書の認証の効力を停止することができる。

2. 登録事業者は、前項に規定される改善期限内に改善を講ずることができない場合には、改善説明書提出延期届けを提出することにより、第1項の改善期限を原則3ヶ月越えない範囲で提出を延期することができる。

3. JET は、第1項の規定により提出された改善報告書について登録要件あるいはガイドラインへの適合性について確認を行う。

(認証評価員)

第16条 報告書の認証並びに登録事業者及び登録技術者の登録に関する審査は、JET

太陽光発電システム保守点検認証評価員が行う。

2. JET 太陽光発電システム保守点検認証評価員は、実務経験からみて十分な能力を有していると理事長が認めた者とする。

(表示)

第17条 登録事業者は、事業者及び技術者がそれぞれ第3条第1項の登録を受けた者であることを示す文書及び第2条第1項の規定により認証された報告書に、JET の太陽光発電システム保守点検認証マーク(以下「認証マーク」という)を表示することができる。

2. 登録事業者または登録技術者が行ったものであっても、認証を受けていない報告書には認証マークを表示してはならない。
3. 登録事業者は、認証マークの形状を改変してはならない。

(記録)

第18条 JET は、太陽光発電システム保守点検認証の実施に関する記録を作成する。

2. 前項で作成した記録は、別に定められている場合を除き、認証(更新を含む)の有効期間が満了した日から起算して 10 年間保存する。
3. JET は、前項に定める保存期間を経過した記録は廃棄する。

(登録事業者における記録の保管)

第19条 登録事業者は、太陽光発電システム保守点検認証に係る業務の記録を少なくとも 5 年保管するものとする。

2. JET は、立入現場調査時その他必要あるときは、前項の記録を調査することができる。

(苦情の受付、記録等)

第20条 登録事業者は、太陽光発電システム保守点検認証に係る保守点検業務に対して、第三者から苦情を申し立てられたときは、その概要と対応措置を記録するものとする。

2. 前項の第三者からの苦情が太陽光発電システム保守点検認証業務に関するものであるときは、登録事業者および JET は協議の上その処理にあたるものとする。
3. 第三者が JET に対して太陽光発電システム保守点検認証に係る保守点検業務に対して苦情を申し立てるときは、JET はこれを登録事業者に通知する。

(登録・認証の手数料等)

第21条 登録・認証に係る手数料及び費用の金額は、JET が別に定める太陽光発電システム保守点検認証手数料表によるものとする。

2. JET は、下記の各号に掲げる金額を除き、収納した手数料および費用は返金しないものとする。

- (1) 手数料及び費用に過納があった場合の過納額
- (2) JET の責任に帰すべき理由により登録・認証ができなくなった場合において、すでに収納されている手数料及び費用の全額
- (3) 登録・認証審査を行う前に申込取下届けが提出された場合において、すでに収納されている手数料及び費用から JET 負担相当分を差し引いた額
- (4) やむを得ない事情が発生した場合であって、JET がこれを認めたときにおいて、JET がその都度定める額

(承継)

第22条 JET は、登録事業者が当該認証に係る事業の全部を譲渡し、又は登録事業者について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が、届け出により、その登録事業者の地位を承継することを認める。

2. 前項に規定する届け出には、その事実を証する書面が添付されることが求められる。
3. JET は、第1項の規定により承継を認めたときは、記録するとともに、その旨を JET のホームページに掲載し公表する。

(守秘義務)

第23条 JET は、登録事業者から知り得た情報を認証業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し、または登録事業者の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしてはならないものとする。ただし、認証申込受付け前に公知であった情報、認証通知書発行の後に JET の故意又は過失によらずに公知になった情報及び JET が第三者から適法に取得した情報は除く。

(紛争の処理)

第24条 JET 及び登録事業者は、この規程の権利義務について紛争が生じたときは、法令及び慣習に則り誠意をもって解決にあたるものとする。

2. この業務規程の権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

(認証事業検証委員会)

第25条 JET は、太陽光発電システム保守点検認証を公平かつ適正に運営するため、JET が別に設ける認証事業検証委員会において、その運営について審議を行い、その審議結果を尊重する。

2. JET は、太陽光発電システム保守点検認証に係る重要事項を改正する場合には、事前に前項の委員会に諮り、その意見を尊重する。

(実施要領等)

第26条 JET は、この規程の実施を円滑に行うために、別に実施要領等を定めることができるものとする。

(様式)

第27条 この規程における申込書、登録書、登録証、認証通知書、届出書、立入現場調査書等に係る様式は、JET が別に定める太陽光発電システム保守点検認証に係る申込書等の様式によるものとする。

附則： この規程は、平成 28 年 7 月 10 日より施行する。